「八峰町定住奨励金等事業」の一部が 変更になります

〈用語の定義〉

Uターン者・・・町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人 (但し、在学期間は含まない)

| ターン者・・・町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人











1. 対象者

八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住している U ターン者・1 ターン者 ※申請期間は住民登録の届出をした日から1年以上経過した後、1年以内になります。

2. 交付額

①単身で転入した場合は150,000円 ②家族で転入した場合は300,000円

3. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出してください。

<必要な添付書類>

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるも

※八峰町から転籍した場合は、転籍地の「戸籍の附票」が必要です。

4. その他

奨励金の交付を受けた日から、5年以内(以前の規定:「3年以内」)に転出した場合は奨 励金を返還していただきます。

※平成25年3月31日までに住民登録の届出を行った方については、以前の規定を適用し ます。

※「定住用住宅取得等助成金」も一部変更になります。詳細については、ホームページでご確認いた だくか、担当課までお問い合わせください。

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録を行った方
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録を行った方
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした方 (卒業後5年以上町外で生活していた方は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している方(同居家族含む)等
- ※平成24年4月1日以降に婚姻により住民登録を行った方は交付対象となります。 (住民登録の届出をした日から1年以上経過した後、1年以内に申請してください)

■問合せ先 八峰町企画財政課企画係 TEL76-4603



産に登録になったこともあり、 県境まで到達した時点で建設中 者の姿が英雄のように見えたことを想い る所要時間はおおよそ13 るようになると、 昭和5年に着工され 子ども心に二ツ森に行ってきたという若 086mの二ツ森山頂はアカミノ 白神山地の 標高850m た青秋林道が青 たと聞 いてい

わりを持ってきた山です した。そのため八峰町住民にとっては深 建設された青秋林道がまだ出来て に登るには昔 O「二ツ森」 人たちが二ツ森の つは藤里町と鰺ヶ沢 漁場として知ら から八峰町から入 は真瀬 れる海 まで往復す して 0)

0)

目然遺産が一望できることが人気となってい 一部が世界自然遺 などで覆われ、 まで車でのぼれ 止となりました 『森県との 、登山す イイヌ ま

「二ツ森」と呼ばれる場 にまたが \equiv

細かく

量が泥岩の

T O

8

本郡八峰町八森字

、峰白神ジオパ

旧岩館小学校内

比べるととても硬く、 ため二ツ森の周囲にある泥岩が雨や雪で削られ 森本体は石英関緑岩とい った岩石から出来てい この二ツ森につい なって川で海まで運ばれてしまったのに にみられる岩 石英閃緑岩からできてい 場合よりとても少な 雨や雪によって削られる てはたくさん は海に堆積した泥 マグマが冷えて固ま この岩石は泥岩に 0 る二ツ森は してニ 0 に出来 科学者 その ツ

とも魅力のひとつとなってい 二ツ森は550万

ドによって語ら

れ

白神世界遺産を見渡せる二ツ森

7 広報はっぽう 2013.1月号

め

た日

0